

# 東京弁護士会とは

あなたにとって身近な弁護士会を目指しています  
～基本的人権の擁護と社会正義の実現のために～

東京弁護士会は、約9,000人の弁護士会員数を誇る日本最大規模の弁護士会です。  
1880年(明治13年)6月29日に、前身である東京代言人組合が設立され、その後、弁護士法(明治26年法)が公布された1893年(明治26年)に東京弁護士会となりました。

刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。



**「東京弁護士会人権賞」とは** 東京弁護士会は、1986年(昭和61年度)から、東京弁護士会人権賞(略称「東弁人権賞」)を制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してまいりましたが、この賞を制定した趣旨は次のようなところにあります。

戦後、日本国憲法のもとに基本的人権は育ってきました。しかし、人権が侵される事例はまだまだあとを絶ちません。社会の変化とともに人権の中味も変わっていきましますし、新しい人権をも育てていかなければなりません。日本国憲法が謳っているように、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(第97条)です。このような「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(第12条)ものです。

人権は、多くの人々のたゆみない努力によって、擁護され発展し、定着していくものです。弁護士法第1条は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定め、人権の擁護を弁護士の責務としています。

東京弁護士会はこうした責務を自覚し、いまなお人権に対する侵害が存在し、人権の内容の空洞化などが指摘されているなかで、人権擁護活動に地道な努力をつみ重ねてこられた方々を表彰し、人権の発展、定着に寄与することが極めて意義のあることと考えております。

## 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(LGBT法連合会)

LGBT法連合会の創立は2015年で、性的指向および性自認に関わる当事者・支援者・専門家の団体97団体から成る日本最大の全国連合会として、困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的とした事業を実施してきました。

その活動は、当事者が抱える困難の実態を可視化した「困難リスト」の作成、地域会議の開催による当事者・支援者・専門家とのネットワークの構築、経済団体・労働団体との連携による職場における差別禁止の提言や国際団体との協働による署名キャンペーンの展開、LGBT差別禁止法試案の発表・提案など、多岐に及んでいます。

たとえば、超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」と連携して活動しており、同連合会の作成した資料や法試案をもとに、与

野党の主要政党が法案を策定あるいは国会に提出などしています。また、予算・政策要望の各省庁への提出、性的指向および性自認にかかる差別禁止規定を置いた条例の成立やハラスメント等の事業者への防止措置を義務付ける法制度確立の働きかけとその実現、市民団体の活動へのアドボカシーのサポートや再助成を行い、性的指向や性自認に関する人権擁護のための法施策実現と立法等へ貢献しています。

さらには、同連合会が作成した「困難リスト」や「支援マニュアルガイドライン」が多くの自治体で「職員対応指針」の参考資料とされており、NHKや厚生労働省の調査へ協力して当事者視点の課題を踏まえた支援策の提供にも貢献しています。

## 第38回 東京弁護士会人権賞 候補者推薦のお願い

東京弁護士会人権賞が発足してから本年度で第38回目を迎えます。この賞は、当会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。

地道に活動されている方々を表彰するために、皆様から多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます。(自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください)

### 本賞の対象者は、次のような人権擁護活動をされた方々です。

- ① 基本的人権の侵害に対する救済活動－例えば、再審、冤罪事件の弁護活動等－
- ② 国際的な人権擁護活動
- ③ 人権にかかわる立法への貢献又は阻止活動
- ④ 人権思想の確立のための研究・啓発活動
- ⑤ 公害、社会福祉等の各分野における人権に関する諸活動
- ⑥ その他広く人権に関する活動－例えば、新しい人権の確立のための活動等－



原則として東京都内に住所、事務所又は活動の本拠をおく方々を表彰の対象としておりますが、その活動が全国的又は国際的に広がりをもつ方々も表彰の対象に含まれます。

※推薦の締切りは、**2023年8月18日(金)**です。

候補者の推薦は、東京弁護士会事務局総務課「人権賞係」(03-3581-2204)までご連絡ください。推薦書類一式を送付いたします。(推薦書類は、当会ホームページからもダウンロードできます) ※応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。



推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に受賞者を決定し、2024年1月に表彰(副賞として記念品と総額100万円を贈呈)いたします。

なお、詳しくは、当会ホームページ <https://www.toben.or.jp/know/activity/jinkensyou/> をご参照ください。

東京弁護士会 会長 松田 純一

## 桜井 昌司氏

桜井昌司氏は、1967年に発生した布川事件(強盗殺人事件)で起訴され、無期懲役判決を受けました。事件から44年間、自らの無実を訴え続け、2011年に再審無罪が確定しました。

桜井氏は、無罪判決を勝ち取った後も積極的に活動を続けました。まず、2012年には、冤罪となった原因の究明と責任を問うべく検察(国)と警察(県)に国家賠償請求訴訟を提起し、東京地裁に続き2021年8月には東京高裁においても勝訴しました。この訴訟は、他の冤罪事件・国賠事件の道標となると言われています。

また、他の冤罪被害者・支援者と積極的に交流し、冤罪をなくすための活動にも積極的に取り組んできました。たとえば、2019年3月には、桜井氏の呼びかけで「冤罪犠牲者の会」が設立され、冤罪事件相互の

情報交換や支援を通じて連帯しながら冤罪をなくすための運動をしています。また、同年5月には「再審法改正をめざす市民の会」に参加し、共同代表を務めています。

さらには、衆参両議院の法務委員会における参考人や日弁連・各弁護士会における諸企画の報告者としての発言、書籍の出版や映画、コンサート活動など、冤罪被害者としての社会活動を行い、冤罪被害の実態を世の中に広く訴える活動をしています。

